

事故情報のご連絡と安全対策のお願い（歩行路での足踏み外し事故）

拝啓 平素より当工業会の事業運営につきまして、格段のご協力を賜り深く感謝いたします。

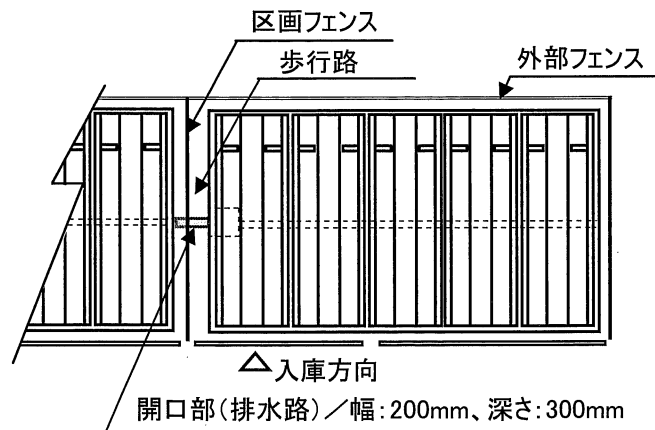
さて、過日、機械式駐車装置内歩行路の開口部（排水溝）に足を踏み外し、負傷する重傷事故が発生しました。当工業会といたしましては、類似事故の未然防止のために下記のとおり、事故情報を開示いたします。関係各位におかれましては、事故内容のご確認と適切な対応策を講じていただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 事故内容

マンションに設置された機械式駐車装置（地上4段昇降・横行式）の利用者が入庫後、降車して退出の際、歩行路の開口部（幅：200mm、深さ 300mm）に足を踏み外して転倒し負傷した。（左膝骨折、全治6ヶ月）。



2. 機械式駐車設備 関係各位へのお願い

本駐車装置は設置後、8年経過していましたが、設置（納入）当初から開口部を塞ぐ等の処置が施されることなく利用されていました。製造者、保守点検事業者は、駐車装置を安全にご利用いただく観点から、駐車装置だけに限らず、歩行路、外部フェンスなどを含めた安全なご利用に関して設置者、管理者に安全対策の検討に必要な情報を提供することが求められています。

関係各位におかれましては、駐車装置における歩行者通路の不適切な開口部、隙間、段差について、処置を行うことを設置者、管理者へ進言するなど必要な対策を講じることをお願い申し上げます。

〈機械式駐車装置の安全機能に関する認証基準／6.3.1.2 通路のすきま及び開口〉

- 乗降領域内の人の通路とする床面の隙間は、可能な限り 20mm 以下…（以下省略）

〈機械式立体駐車場の安全対策に関するガイドライン／Ⅱ. 製造者の取組み〉

- 乗降室内には、人が転落するような隙間を設けないこと。やむを得ず隙間を生じる場合には、人の転落を防止するための適切な柵、落下防護施設等を設けること。
- 人の通路部には障害を設けず、平滑な構造とすること。やむを得ず段差等を生じる場合には、視認性の確保に留意する事。

以上